

## 行政改革の重要方針（抄）

- 独立行政法人の見直し関係部分 -

平成 17 年 12 月 24 日

閣議決定

### 2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

#### (1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ア 平成 17 年度末に中期目標期間が終了する 24 法人について、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき厳しく見直し、「平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 17 年 11 月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会)に沿った措置(概要は別表 1 のとおり)を講ずる。

これにより、

24 法人は 20 法人に整理・統合(平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する法人は 56 法人あり、昨年はそのうち 32 法人について見直しを実施。昨年及び本年の見直しにより、56 法人は 42 法人に整理・統合。)

19 法人の役職員の身分は非公務員化(昨年及び本年の見直しにより、51 の特定独立行政法人中、44 法人の役職員の身分が非公務員化。)される。

これらの法人の新たな中期目標については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人に関する有識者会議の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営を目指す。

#### イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成 18 年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

#### ウ 平成 18 年度における見直し

平成 18 年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人(9 法人)に加え、平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人(31 法人)についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成 18 年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

(注)下線は、統計局で入れたものである。